あま市議会傍聴規則

平成22年4月12日 議会規則第2号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。 (傍聴席の区分)
- 第2条 傍聴席は、一般席、車椅子席及び報道関係者席に分ける。 (傍聴人の定員)
- 第3条 傍聴人の定員は、おおむね30人とする。

(傍聴の手続)

- 第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。
- 2 傍聴券は、会議当日議長の指定する場所で先着順により交付する。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、その交付を受けた日に限り、傍聴することができる。

(傍聴券の提示及び返却)

- 第5条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。
- 2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終えたときは、傍聴券を返却しなければな らない。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
 - (4) 酒気を帯びていると認められる者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第

- 3号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

- 第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければ ならない。
 - (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければ ならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの 規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、こ れを退場させることができる。

附則

この規則は、平成22年4月12日から施行する。

附 則(平成25年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年議会規則第1号)

この規則中第4条及び第5条の改正規定は令和5年4月1日から、第7条第4項 を削る改正規定は同年5月8日から施行する。